

UBC情報

発行：2025年7月1日

No. 301

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

納期特例を受けている場合の1-6月分の源泉所得税の納期限は7月10日（木）です。

個人の方で令和7年分の所得税について予定納税が必要な方は、第1期分の口座振替日が7月31日（木）となります。（現金納付も同日まで）

なお、減額申請される場合の税務署への申請期限は7月15日（火）です。

トピックス

令和6年分の贈与税の申告状況と改正

国税庁が公表した令和6年分の確定申告状況等によると、贈与税の申告では使い勝手が向上した「相続時精算課税」の適用が大幅に増加しています。

相続時精算課税の適用は前年比59%増

贈与税の申告書を提出した方のうち、贈与を受けた年ごとに課税（基礎控除110万円）する「暦年課税」を適用した方は39万7千人（同14.0%減）で、申告納税額がある32万7千人（同11.8%減）の納税額は3274億円（同9.7%増、1人当たり100万円）となっています。

また、60歳以上の父母・祖父母などから18歳以上の子・孫などに対する贈与について、暦年課税に代えて「相続時精算課税」を適用した方は7万8千人（同59.2%増）で、申告納税額がある6千人（同24.6%増）の納税額は661億円（同17.5%増、1人当たり1146万円）と増加しています。

令和6年の贈与から開始された改正

相続時精算課税は贈与税・相続税を通じた課税を行う制度で、贈与者ごとに選択でき、その贈与者が亡くなるまで適用されます（暦年課税に戻せません）。

本制度は令和6年から年110万円の基礎控除額が設けられたことで、本制度を選択した贈与者から贈与を受けた財産は、贈与時に基礎控除（年110万円）及び特別控除（累計2500万円）を適用でき、贈与者が亡くなった時は基礎控除分を除いた贈与財産を相続財産に加算して相続税額を計算します。

なお、暦年課税で贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間は令和6年から「相続開始前7年以内」となりました（相続開始日が令和9年以後の場合に3年超の加算期間となり令和13年以後に7年）。

相続人がいない場合、遺産はどうなる？

近年、単身高齢者の増加などにより亡くなった方（被相続人）の財産を引き継ぐ相続人がいないケースが増えており、最高裁の資料によると相続人不存在のため国庫帰属となった財産は令和5年度に1千億円を超えています。

相続人不存在とは

民法では被相続人の財産を相続する権利がある者として法定相続人が定められています。被相続人の配偶者は常に相続人となり、配偶者とともに、①子、②親などの直系尊属、③兄弟姉妹の順番で相続人となりますが、法定相続人になる方がいない場合や相続人全員が相続放棄した場合など、相続人が一人もいない状態を相続人不存在といいます。

相続人不存在の場合でも被相続人が特定の個人や団体に財産を渡す旨の遺言書を作成していれば、その内容に従って財産の処分が行われます。遺言書がない場合は、利害関係人又は検察官の申立てにより家庭裁判所が相続財産清算人を選任するとともに相続人搜索の公告（6ヵ月以上）や債権申出の公告（2ヵ月以上）を行い、期間内に相続人が現れなければ相続人不存在が確定します。

財産分与の申し立てができる特別縁故者

特別縁故者に該当する方は、相続人不存在の確定後3ヵ月以内に家庭裁判所に財産分与の申し立てができます。特別縁故者とは、①被相続人と同一生計であった方、②被相続人の療養看護に努めた方、③その他被相続人と特別の縁故があった方であり、裁判所の判断により財産分与を受けることができます。

なお、特別縁故者への財産分与などを行った後の残余財産は国庫に帰属することになります。

◆欠損金が生じた場合の繰越控除と繰戻還付◆

国税庁が公表した「令和5年度分会社標本調査」によると、法人数295万6717社のうち、利益計上法人は過去最大の115万3514社、欠損法人は180万3203社であり、その欠損法人割合は61.0%となっています。

<欠損金額は10年間の繰り越しが可能>

青色申告書を提出する法人に欠損金（税務上の赤字）が生じた場合は、「繰越控除」や「繰戻還付」が適用できます。

欠損金の繰越控除は、欠損金が生じた事業年度の翌事業年度以降10年間（平成30年4月1日前に開始した事業年度の欠損金は9年間）にわたって欠損金を繰り越す制度で、繰越期間中の各事業年度で生じた所得金額（黒字）から繰越欠損金を控除できます（複数の事業年度に生じた繰越欠損金がある場合は、最も古い事業年度のものから順に控除）。

なお、中小法人等（資本金1億円以下）は各事業年度の所得金額を限度に控除できますが、中小法人等以外の法人は所得金額の50%が限度額です。

<前期の黒字と相殺する繰戻還付>

欠損金の繰戻還付は、欠損金が生じた事業年度開始の日の前1年以内に開始した事業年度に欠損金を繰り戻すことができる制度であり、前事業年度の黒字と相殺することで既に納めた法人税額から赤字分の還付を受けられます。

この繰戻還付は原則として中小法人等に限り適用できます。ただし、災害損失欠損金額（災害により棚卸資産や固定資産などに生じた滅失や原状回復等による損失）や解散等の事実が生じた場合の欠損金額などは中小法人等以外の法人も適用可能です。

◆下請法等の改正が成立し、来年1月から施行◆

下請代金支払遅延等防止法（下請法）及び下請中小企業振興法（下請振興法）の改正案が成立し、一部を除き令和8年1月から施行となります。

下請法関係は、*協議を適切に行わないことによる代金決定の禁止、*手形払の禁止、*発荷主が運送事業者に物品の運送を委託する取引を対象に追加、*適用基準に従業員数（製造委託等は300人、役務提供委託等は100人）を追加などです。

なお、用語について下請事業者を「中小受託事業者」、親事業者を「委託事業者」とし、法律名も下請法を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払遅延等の防止に関する法律」、下請振興法を「受託中小企業振興法」に改めます。

◆電子交換所における手形等の交換廃止へ◆

手形・小切手機能の全面的な電子化に関する検討会（事務局：全国銀行協会）は、政府の方針を踏まえて「令和8年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換をゼロにする」ことを目標に電子記録債権などへの移行に取り組んでいますが、令和6年における手形・小切手の交換枚数は依然として1967万枚であり、抜本的な取組みとして「令和9年度初から電子交換所における手形・小切手の交換廃止」を決定しました（手形・小切手が使用できなくなるわけではありません）。

また、上記下請法等の改正でも「対象取引における手形払の禁止」が盛り込まれ、代替手段への移行が必要となってきています。



◆6月から事業者の熱中症対策を強化◆

先月6月から労働安全衛生規則の改正により、熱中症の疑いがある労働者の早期発見や重篤化を防ぐための措置等が事業者に義務付けられました。

事業者は熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際、作業者が熱中症の自覚症状を有する場合や熱中症の疑いがある作業者を発見した場合に、その旨を報告させる体制を整備し、周知しなければなりません。また、作業からの離脱、身体冷却、医療機関への搬送など症状の悪化を防止する措置の実施手順の作成及び周知が必要となります。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <https://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

Selected Clients & Professionals Relationship

No. 301

発行：2025年
7月1日



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717

FAX：0836-33-6753

Mail：info@ubc-net.com

URL：https://ubc-net.com

所属：(一財)総合福祉研究会

(一社)全国地域医業研究会

総合福祉

事業活動計算書各論

サービス活動収益⑦ 就労支援事業（留意すべき会計処理）

1. 積立金について

就労支援事業においては、原則として剰余金は発生せず、就労支援事業別事業活動明細書における就労支援事業活動増減差額は生じないこととなりますが、将来にわたって安定的に賃金・工賃を支給するため又は安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するため、当該年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払額が、前年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払実績額を下回らない場合に限り、理事会の議決に基づき、就労支援事業活動増減差額から一定の金額を次の2種類の積立金として計上することができます。積立金の計上時期は、就労支援事業活動増減差額が生じた年度の計算書類に反映させます。（計算書類の承認を決議する理事会等を開催する年度ではありません。）また、積立金を計上する場合は、同額の積立資産を計上することによりその存在を明らかにしなければなりません。

種類	説明	各年度における積立額の限度	積立上限額
工賃変動積立金	将来の一定の賃金・工賃水準を下回った場合に、賃金・工賃を補填することに備える目的で計上する積立金	過去3年間の平均賃金・工賃の10%以内	過去3年間の平均賃金・工賃の50%以内
設備等整備積立金	生産活動に要する設備等の更新又は新たな業種への展開を行うための、設備等の導入に備える目的で計上する積立金	就労支援事業収入の10%以内	就労支援事業資産の取得価額の75%以内

積立金は、上述のとおり、一定の工賃水準の保障、就労支援事業の安定的かつ円滑な継続という特定の目的のために、一定の条件の下に認められるものであることから、その他の目的のための支出への流用（積立金の流用とは、積立金の取り崩しではなく、積立金に対応して設定した積立資産の取崩しをいう。）は認められません。しかしながら、就労支援事業に伴う自立支援給付費収入の受取時期が、請求及びその審査等に一定の時間を要し、事業の実施月から見て2か月以上遅延する場合は想定されることから、このような場合に限り、上述の積立金に対応する資金の一部を一時繰替使用することができるものとされています。ただし、繰替えて使用した資金は、自立支援給付費収入により必ず補填することとし、積立金の目的の達成に支障を来さないように留意しなければなりません。

2. 製造原価と販管費の区別

製造業務と販売業務とを明確に区分して、それぞれの業務に係る経費に区分します。例えば、製造業務に携わる利用者の賃金・工賃は製造原価に、販売業務に携わる利用者の賃金・工賃は販管費に区分します（共通経費がある場合は、按分処理）。製造業務がない場合、利用者の賃金・工賃も含めて、全て販売業務に係る経費として販管費のみに計上します。

なお、各指定事業所ごと（多機能型事業所は各就労支援事業ごと）の生産活動に係る年間売上高が5,000万円以下で、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、「製造原価」「販管費」の区分は不要です。

3. 棚卸資産

商品や製品などの棚卸資産については、商品や製品を販売等した時に費用として処理することとなります。したがって、期末時点でまだ販売等していない製品や商品などがある場合には、それらは資産として計上しなければならず、期中に費用計上している場合には、在庫に相当する額を費用から棚卸資産に振り替える決算整理を行う必要があります。

4. 法人内部の生産活動

生産活動による商品や製品を法人内部で消費したり、法人内部の清掃活動等を生産活動として行う場合であっても、事業活動明細書上は生産活動収益・費用として計上します。ただし、法人内部の取引価格を過大又は過小に設定するようなことは認められません。外部へ販売する金額と同じ価格に設定する、仮にその業務を法人外部へ委託するとした場合の価格を参考にすること等、内部の取引設定価格に合理性があることが求められます。また、法人内の他の事業区分や拠点区分、サービス区分に販売・サービス提供した場合の就労支援事業収入（収益）については、課税売上から除外することになりますが、当該金額と計算書類の内部取引相殺欄にて消去する金額とを整合させる必要があります。内部取引の網羅的把握含め、法人内のチェック体制の構築が必要です。

保育

保育士の平均給与は初の400万円代 ～「令和6年 賃金構造基本統計調査」から試算～

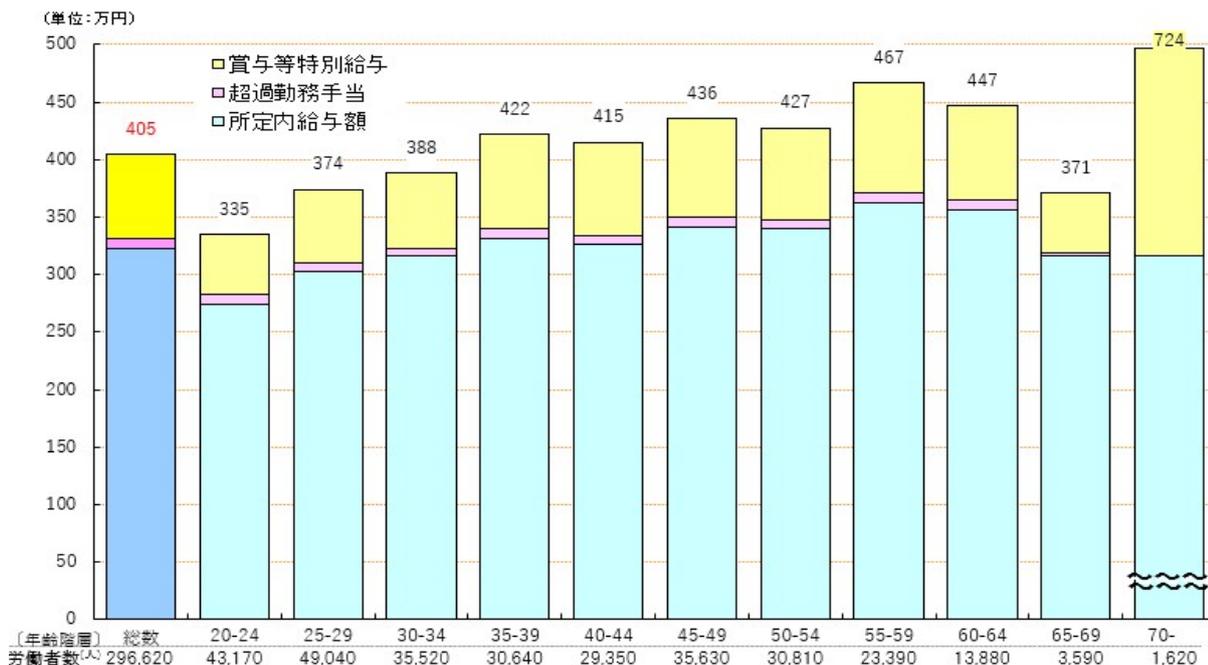
「令和6年 賃金構造基本統計調査」の結果について、保育士(女)の試算結果についてご報告します。

賃金構造基本統計調査では、「きまって支給する現金給与額」として毎年6月の月額を、「年間賞与その他特別給与額」として前年(暦年)の支給額を集計していますが、当会では、「きまって支給する現金給与額×12月+年間賞与その他特別給与額」で算出した額を年間給与額としています。

この計算式で令和6年の保育士(女)の年間給与額を試算すると、前年よりも12万円増加して405万円となり、初めて400万円台になりました。11年連続での増加となっています。しかし全産業(女)の試算額は419万円ですので、それと比べるとまだ14万円低いです。もっとも全産業(女)は平均年齢で3.0歳高く、平均勤続年数も1.3年多いです。

以下の図表は年齢階級別のグラフです。最も高かったのは70歳以上の724万円ですが、労働者数が1,620人、構成比は0.5%です。現状、70歳以上で勤務している保育士は園長クラスと考えられます。その他の年齢階級では55～59歳が最も高く、前年よりも3万円増加して467万円となりました。なお20～24歳では前年よりも14万円増の335万円となっています。

◆図表 年齢階級別年間給与(試算額):保育士(女)〔令和6年度〕



資料:厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」から試算、作成

(総合福祉研究会)